

# いいたて希望の里学園 いじめ防止基本方針

## 1. いじめ防止に向けての基本姿勢

### (1) いじめの基本認識

『いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る』という認識をもち、「いじめは自分から言いづら  
いもの」「いじめは見ようと思ってみないと見つからないもの」であることを忘れずに、生徒一人一人に  
寄り添う。

#### 【いじめの定義】(いじめ防止対策推進法より)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と  
一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを  
通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている  
もの」とする。

また、「いじめ」に当たるか否かの判断に当たっては、次の4点を踏まえることが大切である。

- ① いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないよう努めること。
- ③ 特定の教職員で判断することなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用すること。
- ④ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。

### (2) いじめの理解

- ① どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
- ② 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- ③ 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- ④ 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- ⑤ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

### (3) いじめに対する教師の構え

『教師はいじめを許さず、いじめの防止と対応のために全力を尽くす。そして子どもたちを全力で守る』

- ① すべての職員が一致協力した、強力な指導体制をつくる。

- ② 全職員が早期発見・早期対応のために努力するとともに、未然防止に努める。

## 2. いじめに対する基本施策

### (1) いじめの未然防止

- ① いじめを「許さない」「見過ごさない」児童生徒の育成
- ・全教育活動を通して『自己指導能力』の育成に努める。
  - ・全教育活動を通して仲間や集団を見つめさせ、望ましい人間関係を築く力を身につけさせる。
  - ・全教育活動を通して仲間と共に精一杯取り組むことの素晴らしさを体感させ、自己有用感をもたせる。
- ② 人権教育の推進
- ・全教育活動を通して人権教育の充実を図る。
- ③ 道徳教育の充実
- ・全教育活動を通して道徳教育の充実を図る。
  - ・道徳授業の充実に努め、自己を見つめ、他者を思いやる心を育てる。
- ④ わかる喜びの味わえる授業づくり
- ・すべての児童生徒が「わかった」「できた」と感じられ、喜びと充実感を味わえる授業づくりに努める。
  - ・一人一人が授業で活躍し、自己存在感や自己有用感を味わえる授業づくりに努める。
- ⑤ 児童生徒会活動の充実
- ・委員会活動や係活動を充実させることを通して、生徒の自治的、自発的な活動を促す。
  - ・年度始めに児童生徒会本部で「いじめ根絶宣言」を提案し、全校生から同意の署名をもらう。

#### いいたて希望の里学園児童生徒会

#### 「いじめ根絶宣言」

いいたて希望の里学園からいじめや暴力を出しません

- 1 いじめをしません
- 2 いじめに加わりません
- 3 いじめを見過ごしません

- ・友だちをからかったり、嫌がることをしたりしません
- ・友だちの悪口を言いません
- ・友だちを仲間はずれにしません
- ・友だちがいやがることをメールやLINE、SNSなどでも書き込みをしません
- ・友だちに暴力をふるいません
- ・友だちの持ち物を壊したり、隠したり、落書きをしたりしません
- ・友だちからお金を借りたり、もらったりしません

### (2) いじめの早期発見

- ① 児童生徒に寄り添った指導
- 活動中は常に生徒につき、児童生徒に寄り添って指導を行う。
  - 休み時間等も、児童生徒に近い位置で様子を把握することに努める。
  - 「連絡帳（れんらくちょう）」または「生活ノート（日々ログ）」を活用し、児童生徒の心情の変化や悩みなどを把握し、適切な助言を行う。

② 報告・連絡・相談の徹底と情報交流の充実

- 「いじめ」に関する事案は、担任から（主任）前後期生徒指導担当を通し、必ず（主幹教諭）、教頭、副校長、校長まで報告する。
- 「いじめ」に関する情報は、週1回の「生徒指導委員会」で交換し全職員で共通理解を図る。

③ 相談体制の整備（記名式アンケートの実施）

- 年4回、記名式の「いじめ・困りごとアンケート」を行う。
- 「教育相談週間」で、いじめ・困りごとアンケートをもとに生徒一人一人と教育相談を行う。

**（3）いじめに対する措置（早期対応）**

① 組織的な対応

- 事実を速やかに報告して、関係職員で情報を共有し、共通理解を図る。
- 学校長の指示の下、学校全体で組織的に対応する。

② 正確な事実確認

- いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- 5W1Hが時系列になるように、複数の職員で同時に確認し、確実に記録をとる。
- 事実を突き合わせ、矛盾がないかを整理し、実際の状況や背景を理解する。

③ いじめを受けた児童生徒と保護者への支援

- いじめられた児童生徒に寄り添い、本人と保護者の不安を払拭できるよう努める。
- 連絡を絶やさず、事実関係や指導内容を丁寧にわかりやすく説明する。
- いじめ解消後も継続して配慮し、保護者との連絡を続ける。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談機関等と連携をとる。

④ いじめた児童生徒への指導と保護者への助言

- いじめた児童生徒に対しては毅然とした態度で指導し、自己を見つめさせて反省と謝罪を促す。
- 今後、頑張ることを自己決定させ、児童生徒に寄り添って見届ける。
- 本人を支えるために学校と家庭ができることを一緒に考え、保護者と協力して見届ける。

⑤ 関係機関への報告

- 「いじめ」の事実は、管理職より村教育委員会に報告し、必要に応じ指導や助言を受ける。

⑥ 継続的な支援

- いじめを受けた児童生徒の経過観察を行い、関係職員で情報を共有し、継続的に支援していく。

**（4）インターネット等を通じて行われるいじめへの対策**

- ① 全校集会などの行事や放送等を通して、インターネット・SNS等によるいじめやトラブルの危険性を生徒に周知し、未然防止と早期発見を図る。
- ② 学校だより等を通して、インターネット・SNS等によるいじめの危険性を保護者にも周知し、協力を依頼する。
- ③ PTAと連携し、家庭におけるSNS等のメディアの利用に関するルールづくりの啓発を行う。
- ④ SNS等のメディアが関わって起きたいじめは、必要に応じて警察等関係機関と連携する。

**（5）家庭・地域・関係機関との連携**

- ① 家庭訪問と三者懇談を行い、家庭との連携を密にする。

- ② 国や県・市の教育委員会等から紹介される各種「相談機関」「相談電話」等について、児童生徒・保護者に周知する。
- ③ いじめの内容が「犯罪行為」として取り扱われるものであると認められるときは、警察署と連携して対処する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署へ通報する。

### 3. いじめ問題に取り組むための組織

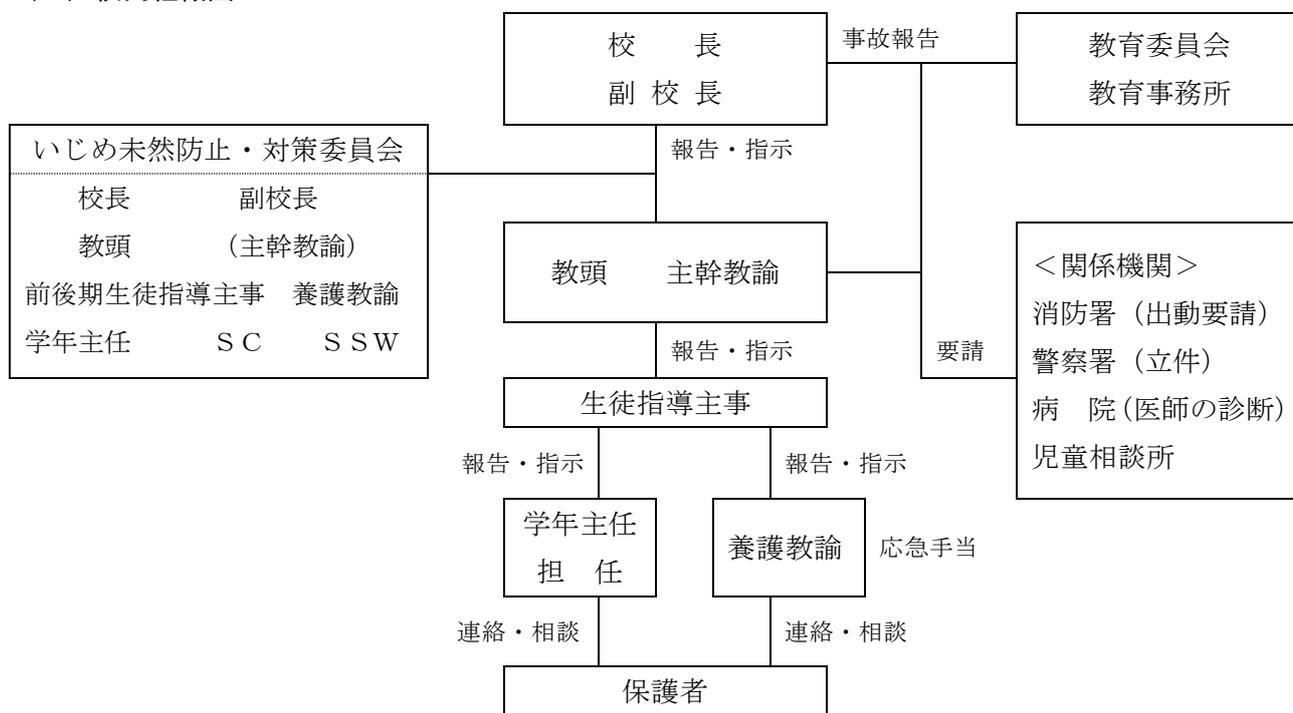
#### (1) 「いいたて希望の里学園いじめ未然防止・対策委員会」の設置

- ① この「基本方針」の取組が計画通りに実行されるよう、進捗状況を把握し、必要に応じて助言や支援を行う。また、この「基本方針」の検証を行う。
- ② 構成員は、生徒指導委員会のメンバーとし、必要に応じて関係職員等も参加する。
- ③ 定例会を行うとともに、必要に応じて開催する。

#### (2) 「生徒指導委員会」の開催

- ① いじめの未然防止，早期発見，組織的対応，解決のための「生徒指導委員会」を開催する。情報交流を充実させ，共通理解を図り，具体的対策を考えて実行する。
- ② 構成員は生徒指導委員会メンバーとし，必要に応じて関係職員等も参加する。
- ③ 週1回の定例会を行うとともに，必要に応じて開催する。

#### (3) 校内組織図



#### 4. 重大事態への対応

##### 【重大事態の定義】

- 児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- 児童生徒が，相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあるとき
- 児童生徒や保護者から，いじめられて重大事態に至ったという申立てがあり，学校がそう認識したとき

##### (1) 重大事態の発生に関する村教育委員会へのすみやかな報告

※村教育委員会が重大事態の調査主体を判断する。

##### (2) 学校が調査主体になった場合の対応（村教育委員会の指導・支援のもと対応）

- ① 学校の下に，重大事態の調査委員会を設置する。
- ② 調査委員会では，事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して，情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を村教育委員会に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえ，保護者への説明会を行う等，必要な措置を行う。
- ⑥ 調査結果は，村教委と方法・内容について協議の上，報道機関へ情報を公開する。

※ 報道機関への対応については窓口を管理職に一本化し，職員が個別に対応することのないようにする。

##### (3) 村教育委員会等が調査主体となった場合の対応

- ① 村教育委員会の指示のもと，資料の提出など調査に全面的に協力する。

#### 5. その他

この基本方針は，4月に開催する「生徒指導全体協議会」において全職員に周知徹底を図る。夏季休業明けにも「生徒指導全体協議会」を開催し，未然防止や早期発見に取り組む。

また，HP等に掲載し，保護者や地域住民が「いいたて希望の里学園いじめ防止基本方針」の内容を確認できるようにするとともに，年度の開始時に生徒，保護者，関係機関に周知を図る。